

第79期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

株式会社三陽商会

連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

子会社4社のうち、次の3社を連結子会社としております。

サンヨーショウカイニューヨーク,INC. 上海三陽時装商貿有限公司 エコアルフ・ジャパン(株)

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったルビー・グループ(株)の全株式を譲渡いたしました。

これにより、当連結会計年度の期首より連結の範囲から除外しております。

また、当社は2021年9月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であったサンヨーアパレル(株)を消滅会社とする吸収合併を行いました。

これにより、第3四半期連結会計期間の期首より連結の範囲から除外しております。

なお、持分法を適用した非連結子会社であったエコアルフ・ジャパン(株)は重要性が増したことにより、当連結会計年度末において連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、(株)サンヨーソーイングの1社であります。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社は次の1社であります。

(株)サンヨーソーイング

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、エコアルフ・ジャパン(株)については、連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。また、決算日が連結決算日と異なる会社は、サンヨーショウカイニューヨーク,INC.、上海三陽時装商貿有限公司の2社であり、連結決算日の財務情報を使用して連結決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品並びに貯蔵品は先入先出法による原価法により、原材料は最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、海外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

また、当社及び国内連結子会社における耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に対処して実支給見込額を基準として計上しております。

(ハ) 返品調整引当金

連結会計年度末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用していません。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建営業債権債務

(ハ) ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方法に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して、有効性の判断を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産または負債に関する重要な条件が同一である場合は、ヘッジの有効性評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る計上基準

確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しており、確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理を行っております。また、退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(追加情報)

2022年2月1日に確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度へ移行し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度からなる新制度に改定しております。

また、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定に関してほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日) を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品	7,819
たな卸資産評価損(△は戻入額)	422

(注) 売上原価にはたな卸資産評価損又はたな卸資産の評価損の洗替による戻入額(△)が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品等の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、当連結会計年度末の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を切り下げて貸借対照表価額としております。

当社は、主として商品等を暦年ごとに「春夏商品」と「秋冬商品」各々に半年単位で販売期(暦年とシーズン)を設定し、その販売及び管理を行っております。当社は、複数のブランドの商品等を保有しておりますが、シーズン経過による陳腐化や気候変動による値下げ販売に起因する収益性の低下にブランド毎の重要な相違はないとの前提で、過去の滞留在庫の販売実績を基礎に見積もった全ブランド統一の販売期毎の評価率によって、定期的にその取得価額を減額することで正味売却価額を算定しております。

正味売却価額の算定に用いる販売期毎の評価率については、市場環境、商品等の販売期、販売価格の値引きの実態、商品等の販売可能性等を考慮すると共に、過去の実価割れ販売実績、廃棄実績及び在庫消化率実績に基づき見直しの要否を每期検討しております。

当該正味売却価額及び仮定について、市場環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. ECOALF事業に係る商標権を含む固定資産の減損損失の認識の要否

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、ECOALF事業に係る固定資産7百万円及び商標権490百万円を計上しております。当該商標権は、株式会社三陽商会（持分比率70.6%）とEcoalf Recycled Fabrics, S.L.（以下「Ecoalf社」とする。持分比率29.4%）が共同して設立した、エコアルフ・ジャパン株式会社が、2019年9月に日本国内における商標権をEcoalf社から取得したものであります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしております。ECOALF事業は、株式会社三陽商会とエコアルフ・ジャパン株式会社が一体となって運営しており独立したキャッシュ・フローを生み出していることから、両者を一体としたECOALF事業を1つの独立したグルーピングの単位としております。また、これらの固定資産は定期的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

ECOALF事業は、新型コロナウイルス感染症などの影響により事業展開が遅延した結果、当初の事業計画に対する現在までの達成状況を踏まえて、当連結会計年度において事業計画の大幅な見直しが行われたことから、減損の兆候が認められております。

しかしながら、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成したECOALF事業に係る事業計画を基礎として見積もられており、新規出店やEC販路の拡大を含む売上増加予測や新型コロナウイルス感染症の収束時期などの不確実性が高い仮定を伴っております。

当社グループは当連結会計年度末において、減損の兆候の識別、減損損失の認識にあたっては慎重に検討しており、上記の割引前将来キャッシュ・フローの見積りは合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,433百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2001年12月31日

3. 借入金等に対する担保資産
- 下記資産について、取引銀行との借入(2,800百万円)及び当座貸越契約(貸越極度額4,000百万円)に対しての根抵当権及び根質権の担保に供しております。

なお、当座貸越契約に対応する借入金は3,000百万円であります。

現金及び預金	380百万円
建物及び構築物	2,957
土地	4,072
その他	29
投資有価証券	4,011
計	11,450

上記の他に、金融機関とのL/C開設に対して、現金及び預金600百万円を担保に供しております。

上記資産の一部は、仕入先に対する債務の担保に供しております。

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。なお、契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	4,000百万円
借入実行残高	3,000
差引額	1,000

(連結損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 △302百万円
2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を認識しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都他	店舗、事務所他	建物及び構築物	270
		リース資産	48
		敷金及び保証金	45
		その他	36

当社グループは、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、一部の共用資産を除き、主に店舗別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごと、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗並びに閉鎖の意思決定をした店舗及び事務所に係る資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(400百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は処分見込額等合理的な見積りにより評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

3. 助成金収入

改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、店舗の休業等を行っていた期間における雇用調整助成金等を営業外収益及び特別利益として計上しております。

なお、特別利益に計上した助成金収入は特別損失に計上した臨時休業等による損失に対応する雇用調整助成金等であります。

4. 退職給付制度一部終了益

退職給付制度を変更したことによる一部終了益1,248百万円を特別利益として計上しております。

5. 臨時休業等による損失

改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、約2ヶ月間に及ぶ店舗の休業等による固定費等209百万円を特別損失として計上しております。

主な項目としては、給与手当（主に店頭販売スタッフ）169百万円、その他に不動産賃借料並びに減価償却費等となります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 12,622,934株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年2月末日を基準日とする配当につきましては、無配のため該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
当期の配当金につきましては、無配とさせて頂く予定です。そのため、該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、償還日は最長で決算日後9年9ヶ月であります。さらに、転換社債型新株予約権付社債は、割当先と当社との関係強化及び協業機会の模索を検討することを目的としております。なお、当該社債は流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、リスクヘッジ以外のデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは外貨建ての営業債権及び営業債務について原則として為替予約を利用してヘッジしております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,767	18,767	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,659	2,659	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,395	4,395	—
資産計	25,823	25,823	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,176	4,176	—
(2) 短期借入金	3,000	3,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	2,800	2,800	—
(4) 長期借入金	1,000	1,003	3
(5) 転換社債型新株予約権付社債	553	553	—
負債計	11,529	11,533	3
デリバティブ取引 (* 1)	5	5	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

変動金利による1年内返済予定の長期借入金の時価については、短期間の市場金利を反映し、借入に際して信用スプレッドに大きな変更がないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、元利金の合計額（利率ゼロ）を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価の算定は取引金融機関から提示された価額に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	406

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,782円64銭
2. 1株当たり当期純利益	54円59銭

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

変異を続ける新型コロナウイルス感染症の拡大により消費動向は変容し、コロナと共存する前提での経済活動を余儀なくされることが想定されております。しかしながら感染防止についての対策の進捗や感染経路の変化、並びに重症化しづらい変異株状況もあり、通常の経済活動を過去2年間で経験したような形で停止することにはならないと想定され、ある程度の消費環境改善が進むものと想定しております。

当社は上記の状況を踏まえ、売上高及び営業利益について、徐々に回復基調が進むものの、アパレル・ファッション業界における消費環境はコロナ前に戻ることはなく、影響が継続するとの仮定を置いて会計上の見積り（主として、継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討等）を実施しております。

なお、当該会計上の見積りは現時点の最善の見積りではあるものの、見積りに用いた仮定には一定の不確実性が存在し、新型コロナウイルス感染症の推移状況及び経済環境への影響が変化した場合、またウクライナ関連状況の変動によって上記見積りの結果は変動し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品並びに貯蔵品は先入先出法による原価法により、原材料は最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

また、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に対処して実支給見込額を基準として計上しております。

(3) 返品調整引当金

事業年度末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しており、確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理を行っております。また、退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(追加情報)

2022年2月1日に確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度へ移行し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度からなる新制度に改定しております。

また、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建営業債権債務

(3) ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方法に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して、有効性の判断を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産または負債に関する重要な条件が同一である場合は、ヘッジの有効性評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品	7,819
たな卸資産評価損（△は戻入額）	422

(注) 売上原価にはたな卸資産評価損又はたな卸資産評価損の洗替による戻入額（△）が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 1.棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社株式941百万円には、非上場の子会社であるエコアルフ・ジャパン株式会社に対する投資488百万円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式については、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。

当社は、当事業年度のエコアルフ・ジャパン株式の評価損の認識の要否判定の結果、評価損の認識は不要と判断しております。

エコアルフ・ジャパン株式に対する投資の実質価額の算定及びその回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、株式会社三陽商会とエコアルフ・ジャパン株式会社が一体となって運営しているECOALF事業の事業計画を基礎として行っております。ECOALF事業に係る会計上の見積りの内容についての詳細は、連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 2. ECOALF事業に係る商標権を含む固定資産の減損損失の認識の要否」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,418百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2001年12月31日

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	99百万円
長期金銭債権	818百万円
短期金銭債務	58百万円

4. 借入金等に対する担保資産

下記資産について、取引銀行との借入（2,800百万円）及び当座貸越契約（貸越極度額4,000百万円）
に対しての根抵当権及び根質権の担保に供しております。

なお、当座貸越契約に対応する借入金は3,000百万円であります。

現金及び預金	380百万円
建物	2,904
構築物	53
土地	4,072
その他	29
投資有価証券	4,011
計	11,450

上記の他に、金融機関とのL/C開設に対して、現金及び預金600百万円を担保に供しております。

上記資産の一部は、仕入先に対する債務の担保に供しております。

5. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。なお、契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	4,000百万円
借入実行残高	3,000
差引額	1,000

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	△70百万円
仕入高	31百万円
営業取引以外の取引高	4百万円

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	△302百万円
------	---------

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を認識しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都他	店舗、事務所他	建物	270
		リース資産	48
		敷金及び保証金	45
		その他	36

当社は、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、一部の共用資産を除き、主に店舗別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに、また、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗並びに閉鎖の意思決定をした店舗及び事務所に係る資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(400百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は処分見込額等合理的な見積りにより評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

4. 助成金収入

改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、店舗の休業等を行っていた期間における雇用調整助成金等を営業外収益及び特別利益として計上しております。

なお、特別利益に計上した助成金収入は特別損失に計上した臨時休業等による損失に対応する雇用調整助成金等であります。

5. 抱合せ株式消滅差益

当社の連結子会社であったサンヨーパレル(株)を吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差益86百万円を特別利益に計上しております。

6. 退職給付制度一部終了益

退職給付制度を変更したことによる一部終了益1,248百万円を特別利益として計上しております。

7. 臨時休業等による損失

改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、約2ヶ月間に及ぶ店舗の休業等による固定費等209百万円を特別損失として計上しております。

主な項目としては、給与手当（主に店頭販売スタッフ）169百万円、その他に不動産賃借料並びに減価償却費等となります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

488,866株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	241百万円
賞与引当金繰入超過額	64百万円
退職給付引当金繰入超過額	116百万円
返品調整引当金繰入超過額	3百万円
たな卸資産評価損否認額	129百万円
減価償却超過額	2百万円
減損損失否認額	325百万円
繰延資産償却超過額	113百万円
投資有価証券評価損否認額	32百万円
関係会社株式評価損否認額	826百万円
ゴルフ会員権評価損否認額	1百万円
繰越欠損金	8,392百万円
その他	337百万円

繰延税金資産小計	10,585百万円
評価性引当額	△10,585百万円
繰延税金資産合計	-百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△896百万円
資産除去債務	△3百万円
繰延税金負債合計	△899百万円
繰延税金負債の純額	△899百万円

上記のほか、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

土地再評価に係る繰延税金資産	7百万円
評価性引当額	△7百万円
計	-百万円

繰延税金負債

土地再評価に係る繰延税金負債	△540百万円
計	△540百万円
繰延税金負債の純額	△540百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	八木通商(株)	(被所有)直接13.19%	製品等の仕入れ ロイヤリティの支払	製品等の仕入れ	1,629	買掛金	169
				ロイヤリティの支払	760	前払費用	649

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件等は個別の交渉により決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,798円49銭
2. 1株当たり当期純利益 70円92銭

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

変異を続ける新型コロナウイルス感染症の拡大により消費動向は変容し、コロナと共存する前提での経済活動を余儀なくされることが想定されております。しかしながら感染防止についての対策の進捗や感染経路の変化、並びに重症化しづらい変異株状況もあり、通常経済活動を過去2年間で経験したような形で停止することにはならないと想定され、ある程度の消費環境改善が進むものと想定しております。

当社は上記の状況を踏まえ、売上高及び営業利益について、徐々に回復基調が進むものの、アパレル・ファッション業界における消費環境はコロナ前に戻ることはなく、影響が継続するとの仮定を置いて会計上の見積り(主として、継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討等)を実施しております。

なお、当該会計上の見積りは現時点の最善の見積りではあるものの、見積りに用いた仮定には一定の不確実性が存在し、新型コロナウイルス感染症の推移状況及び経済環境への影響が変化した場合、またウクライナ関連状況の変動によって上記見積りの結果は変動し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。